

条例、諸外国における洗浄施設の取扱い

	根拠法令	裾切り指標	裾切り数値	既設施設に対する猶予期間	対象施設
国	大気汚染防止法	液面が空気に接する面積	3m <sup>2</sup>		トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	炭化水素類等 1日使用量 (1事業所合計)	500kg	・5年 (1事業所合計の炭化水素類等の使用量が1日1000kg未満、 1事業所合計の揮発性物質の使用量が1ヶ月10000kg未満) ・3年(上記以外の施設)	使用施設(洗浄、乾燥施設)
		炭化水素類等に含まれる揮発性物質の 1ヶ月使用量 (1事業所合計)	5000kg		
千葉県	千葉県炭化水素対策指導要綱	炭化水素発生の 合計量 (1事業所合計)	500kg (既設は 1000kg)	5年	使用施設(金属等表面処理等炭化水素を使用する施設及び作業工程(乾燥に係る施設及び作業工程を含む。))
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	洗浄槽の液面の 面積	0.5m <sup>2</sup>	6ヶ月	物の製造の用に供する溶剤洗浄施設 (揮発性の高い有機化合物を使用するものに限る。)
EU	特定の活動及び設備における有機溶剤の使用によるVOC放出の抑制のための理事会指令	年間溶剤使用量	1t	8年	表面洗浄業 (発癌性等を有する物質の使用時)
			2t		表面洗浄業 (上記以外の物質使用時)